

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成十七年三月奈良県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

表二の項中ナをニとし、コからトまでをサからナまでとし、ケの次に次のように加える。

コ 県営住宅の共同部分の管理業務に関する役務の提供を受ける契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。